

第 7 次山形県保健医療計画【最上地域編】骨子案からの変更点

1 医療提供体制

【現状と課題】

(1) 医師、看護師等医療従事者の確保

- ・平成 26 年の人口 10 万対医師数について、平成 22 年の数字との比較を追記
- ・かかりつけ医や在宅医療を担う医師がいなくなる地域が「生じる」⇒医師がいなくなる地域が「増える」に修正
- ・人口 10 万対看護師数について、平成 28 年末の数字（773.9 人）に修正
- ・「もがみ看護師確保推進ネットワーク協議会」の取り組み内容を追記
（求人・求職情報の一元的集約と効果的な情報提供、教育研修体制の構築、介護福祉施設等における看護師確保対策等）

(2) 基幹病院の機能強化

- ・老朽化以外の課題（がん治療のための化学療法、放射線治療部門の拡充及び緩和ケアに対応できる施設の確保等）もあるため、老朽化「等」に修正
- ・様々な拠点病院として、求められる機能等を追記

(3) 医療連携体制の強化

- ・「もがみネット」の拡大の目的を追記
- ・地域連携パスの拡大及び多職種連携が必要となる理由を追記

(4) 地域の医療体制

(救急医療)

- ・三次救急医療について、県立新庄病院が一部対応していることを追記
- ・県立新庄病院のヘリポート整備について追記

(へき地の医療)

- ・通院困難な患者に対する交通手段確保について追記

(周産期医療)

- ・「県周産期医療情報ネットワーク」について、何のための情報連携が必要かを追記

(小児医療（小児救急医療含む）)

- ・夜間休日診療所の小児救急医療の機能について追記

【目指すべき方向】

(2) 基幹病院の機能強化

- ・「改築に向けての協力及び支援」⇒「改築整備に向けた検討を実施」に修正

(3) 医療連携体制の強化

- ・連携する分野について、「訪問看護」を追記

(4) 地域の医療体制

(救急医療)

- ・災害医療コーディネート機能について、例示（災害時医療に係る情報提供、指

揮調整機能の一元化) を追記

- ・ トリアージスペースの確保について追記

(へき地の医療)

- ・ 通院等のための交通手段の確保について追記

(周産期医療)

- ・ 広域連携のほか、情報共有について追記

【数値目標】

- ・ 具体的な目標値を追記

【目指すべき方向を実現するための施策】

- ・ 具体的な施策を追記

※他管内の【地域編】の構成との整合性を図るため、記載の順番や項目名が変更になる可能性があります。

2 地域の特徴的な疾病対策等

【現状と課題】

(1) がん対策

- ・ 女性の胃がんの標準化死亡比について、数値 (162.8) を追記
- ・ 喫煙する人の割合について、最新の数字 (平成 28 年 24.2%) に修正
- ・ 食塩の摂取量の比較対象を、国の目標値 (8 g) に修正

(2) 脳卒中对策

- ・ 数字の年次 (平成 27 年) を追記
- ・ 何のための連携強化なのか、目的を追記

(3) 急性心筋梗塞対策

- ・ 広域連携が必要な理由を追記

(6) その他

(発達障がい児の早期発見、早期療育)

- ・ 専門機関の種類 (医療・療育) を明記

【目指すべき方向】

(2) 脳卒中对策

- ・ 特定健診の「実施率」 ⇒ 「受診率」に修正

(3) 急性心筋梗塞対策

- ・ 特定健診の「実施率」 ⇒ 「受診率」に修正
- ・ 「心臓外科分野において」を追記

(6) その他

(発達障がい児の早期発見、早期療育)

- ・発達障がい児の「診断」⇒「医療」に修正
- ・「技術的・精神的な」を追記

【数値目標】

- ・具体的な目標値を追記
- ・胃がん検診受診率⇒がん（胃・肺・大腸）検診受診率に修正
- ・胃がん検診精密検査受診率⇒がん（胃・肺・大腸）検診精密検査受診率に修正
- ・特定健診の「実施率」⇒「受診率」に修正

【目指すべき方向を実現するための施策】

- ・具体的な施策を追記

3 在宅医療の推進

【現状と課題】

（1）在宅医療の充実

- ・高齢化率の時点（平成29年4月1日）を追記
- ・在宅療養支援診療所、医療保険等による在宅サービスを実施している医療機関数及び歯科診療所数の時点（平成26年）を追記
- ・病院及び訪問看護事業所間の連携に「診療所」を追記
- ・最上郡北部地域での「訪問看護ステーション（サテライト）」の開設を追記
- ・在宅死亡の割合について、最新の数字（平成27年）に修正。また、市町村間の差が大きく、地域全体で進めていく必要があることを追記

（2）介護との連携

- ・介護人材の確保が必要であることを追記

【目指すべき方向】

（1）在宅医療の充実

- ・在宅医療圏域の設定について追記（医療圏域の設定は医療計画の策定の都度必要となるため）
- ・「医療機関等」を具体的に記載（病院、診療所、介護施設等）

（2）介護との連携

- ・介護人材確保対策の推進について追記

【数値目標】

- ・具体的な目標値を追記
- ・訪問診療・往診を実施する診療所、訪問看護の指示を実施する診療所の割合⇒訪問診療に関する目標を設定予定

※全県編及び地域編で統一の目標を設定する方向で、県地域医療対策課で調整中

- ・訪問歯科診療・往診の実施する診療所の割合 ⇒ 訪問歯科診療に係る施設基準届出医療機関の割合に修正

【目指すべき方向を実現するための施策】

- ・具体的な施策を追記